

## 「事業再生支援に関するよくあるご質問(FAQ)」の公表について

わが国では、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響がこれまで長期に及んできたところですが、本年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となることが決定されるなど社会経済活動の正常化が進みつつあり、本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく時期に差し掛かっております。こうした中、新型コロナや物価高騰等の影響を受け、依然として厳しい状況に置かれている事業者の方にとって、事業再生は事業を立て直す有効な手段の一つであると考えられますが、事業者の方の中には、事業再生支援について馴染みがないために、事業再生支援に関して不安や懸念を持たれている方もいらっしゃると思います。

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「当機構」という。）は、新型コロナ等の影響を受けた事業者の方が当機構の事業再生支援を活用するに当たっての懸念等を払拭するため、本日、「事業再生支援に関するよくあるご質問(FAQ)」を以下のとおり公表しましたので、お知らせいたします。

このFAQについては、今後も事業者の方からのご質問を踏まえて、随時、追加や修正を行ってまいります。

当機構では、新型コロナ等の影響を受けて過大な債務を負っている事業者の方に対し、地域金融機関等と連携し、当機構の経験・ノウハウを最大限に活用して積極的に事業再生支援を行うことで、引き続き、地域経済の活性化に向けて貢献してまいります。

以上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社地域経済活性化支援機構 <https://www.revic.co.jp/>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

## 事業再生支援に関するよくあるご質問（FAQ）

Q 1 事業再生支援の申込みはどのようにして行えばよいですか。

A 1 事業再生には取引金融機関等からの協力が必要となるため、事業再生支援の申込みは事業者とメインバンク等との連名で行っていただくこととなります。ただし、機構では、申込み前の事業者からの事前相談にも対応しており、事前相談の過程で事業者からメインバンク等へのご相談をお願いすることとなります。

Q 2 機構への事前相談後、具体的にどのような手続き・プロセスが必要ですか。

A 2 事前相談をいただいた後、事業者の事業概要、直近決算書等の基礎資料に基づき、機構にて事業性評価を中心とした初期検討を行います。その結果を踏まえ、事業者やメインバンク等が機構による事業再生支援を活用したいと判断されたら、事業者から詳細資料を開示いただき、機構が再生可能性の検証、事業再生上の課題の分析等を含む事業再生計画の青写真の作成を行います（プレデューディリジェンス）。これを踏まえ、事業者及びメインバンク等に対して金融支援を含む事業再生計画の見通しを説明し、両者の合意が得られたら、外部アドバイザー等による資産等の査定（デューディリジェンス）、事業再生計画の策定に進みます。

事業再生計画は、関係金融機関等による金融支援に関する調整だけでなく、当該事業者の企業価値向上のための機構による資金供給や人的支援等に関する内容も含まれます。また、事業再生計画については事業者とメインバンク等に責任を持って実行に努めていただく必要があるため、機構が事業者やメインバンク等と十分連携した上で策定支援を行います。

なお、事業再生支援の申込みについては、事業再生計画について事業者とメインバンク等が十分に理解し納得していただいた上で、両者の連名で機構に再生支援申込みを行っていただくこととなります。

Q 3 機構の事業再生支援を受けるためには、どのような事業再生計画を策定する必要がありますか。例えば、5年間で有利子負債のキャッシュ・フローに対する比率が10倍以内となる事業再生計画を立てられない場合は、事業再生支援を受けられないのでしょうか。

A 3 機構は、原則、再生支援決定が行われる日から5年以内に、機構の支援基準に定められた生産性向上基準及び財務健全化基準を満たす事業再生計画の実施により事業の再生が見込まれる事業者について、再生支援決定をすることとしています。

ただし、事業者の属する事業分野の特性、当該事業者の規模等を勘案し、これらの基準のうちの一部について、その期間内に満たすことが見込まれないことについて合理的と認められる特段の事情があると認められる場合は、当該基準を硬直的に適用することはしていません。

Q 4 機構の事業再生支援を受ける場合、事業者の商取引債権者への影響はありますか。

A 4 機構の事業再生支援においては、金融機関の債権に関してのみ金融調整を行うものであり、事業者と商取引債権者との間の債権債務関係には影響を与えず、通常どおりに弁済等を履行するなど取引を継続することとなります。

Q 5 機構の事業再生支援を受けるためには、リストラ（人員整理）を行う必要はありますか。

A 5 事業再生支援に際して必ずしもリストラを行わなければならないということはありません。

事業再生支援は、その事業者の事業の再構築における事業利益の確保や過大債務の削減等による財務の再構築などにより、事業の継続が可能となる態勢が確保されることを目的として行われるものであり、リストラを行わなくても事業の再生が見込まれる事業者についてリストラを行わない支援事例も多く存在しています。

なお、事業再生支援を行うに当たって、どうしてもリストラが必要不可欠な場合には、可能な限り最小限の範囲に留めるとともに労働組合等とも話し合いを行い、理解を求めながら進めていくこととなります。

Q 6 機構の事業再生支援において、主として新型コロナウイルス感染症の影響により経営事業が悪化した場合には、経営者に直接の責任はないと考えられますが、経営責任について、どのように対応するのですか。そのような場合でも、経営者の退任が求められるのですか。

A 6 事業再生支援に当たり債権者に債権放棄等の抜本的な金融支援を求めるといった場合には、経営者に相応の責任が求められることが基本ですが、主として新型コロナウイルス感染症等の蔓延や大規模地震の発生の影響等により経営が一時的に悪化しており、経営者に帰責性がない場合には、原則として経営責任を求める必要はないと考えられます。

そのほか、当該経営者が事業継続に必要なノウハウ等を有している場合や、当該事業に必要な販路、仕入先等の関係維持に、当該経営者の人的関係が必要不可欠である、といった事情がある場合等には、経営責任としての経営者の退任を求めなかった支援事例も存在しています。

いずれにしても、債権者の合意が得られることを前提に、事業者の特性や自助努力の内容や程度、窮境に至る原因等を総合的に勘案し個別に判断することとなります。

Q 7 機構の事業再生支援を受けると、過半数の議決権の保有や経営陣の派遣により、機構に経営権を握られることになるのでしょうか。

A 7 機構による事業再生支援を行う際に取得する議決権の比率や経営陣等の派遣については、事業者の窮境状況や事業再生を進めていく上での障壁等を総合的に勘案し事業者やメインバンクとも相談しながら決定することになります。事業者の状況によっては、議決権の過半数を取得しない場合や現経営陣との協業により事業の再生を進めていく場合もあります。

Q 8 機構は支援決定時に企業名を公表しますか。

A 8 事業者が非公表を希望する場合は、公表していません。

ただし、大規模な事業者<sup>\*</sup>に該当する場合は、企業名を公表することになります。

<sup>\*</sup> 資本金の額又は出資の総額が五億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が千人を超える事業者

なお、大規模な事業者に該当しない場合であっても、公表することが、事業者の信用維持やその再建に資する場合には、事業者及びメインバンク等の同意の上で公表することがあります。

Q 9 事業再生支援における資産等の査定（デューディリジェンス）の費用負担はどの程度になるのでしょうか。

A 9 事業再生支援におけるデューディリジェンスは、事業・財務・法務・不動産等の視点から事業者の置かれている状況を詳細に把握するために実施するものであり、事業再生スキームの中で金融機関に債権放棄等を求める前提となる重要な作業です。再生支援決定に至った場合のデューディリジェンス費用は、事業者の規模に応じて機構が負担します（中小企業基本法に規定する中小企業については、費用の10分の9を機構が負担）。また、再生支援決定に至らなかった場合は、事業者側の事情による場合を除き、原則として機構が費用の全額を負担します。

Q10 機構による再生支援決定後は、どのようにモニタリングが行われるのですか。

A10 機構は、事業者の業務、収益及び財務の状態の定期的な把握や経営人材の派遣等を通じて、事業再生計画の進捗状況のモニタリングを行い、着実な事業再生と企業価値の向上に取り組んでいます。

事業者の事業継続に重大な懸念が生じるような場合には、頻度を高めて事業再生計画の進捗状況等を随時把握するなどの対応を行いますが、財務指標等が改善した場合には、モニタリングの頻度を定期的な把握に変更するなど、適時適切なモニタリングに努めています。